二十四 第65条の5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)関係

	改	ī	Ξ	後					改	I		前	Ī	
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 65の5-2 措置法規則第22条の6に規定する書類の内容を一覧表で示すと別								の証明書の区分- 則第22条の 6 に規	_	iの内容を一	覧表で活	示すと別		
表4のとす		。 合理化等に関する	8証明書の区	分一覧表					らりである 集地保有の	。 合理化等に関する	証明書の区	分一覧表		
X	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備	考		<u>x</u>	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備	考
	$\approx \approx 1$	*****	 	<u> </u>				$\approx \approx$	$\approx \approx \infty$			<u> </u>	\rightleftharpoons	$\approx $
4		(イ)					4			(イ)				
7		<u>措置法第50</u> 条第1項					7			措置法第30 条の2第1項				<u> </u>

二十五 第65条の7~第65条の9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改	正	後	改	正	前	
(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)			(所有期間が10年を超えるこ	上地等についての買換	えの 適用)	

65Ø 7(1) - 22	65の 7 (1) - 22
注措置法令第39条の7第36項各号	注措置法令第39条の7第35項各号
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)
65Ø 7 (1) - 37	65の 7 (1) - 37
措置法令第39条の7第20項	
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(買換取得資産等の取得の日)	(買換取得資産等の取得の日)
65 <i>ග</i> 7 (1) - 38	65の 7 (1) - 38
措置法令第39条の7第36項各号	
(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時	(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時
期等)	期等)
65の 7 (1) - 40 <u>同条第 1 項第 4 号から第 6 号まで</u>	65の 7 (1) - 40 <u>同条第 1 項第 5 号又は第 6 号</u> <u>同</u>
… <u>同条第7項から第9項まで</u>	条第7項又は第8項
(1)	(1)
(2)措置法第65条第7項から第9項まで	(2)措置法第65条第7項又は第8項
(差益割合の計算)	
(在面部口公司等)	(差益割合の計算)
65Ø 7 (3) - 1	(差益割合の計算) 65の7(3) - 1
65Ø 7 (3) - 1	65の 7 (3) - 1

改	正	後	改	Ī	E	前
(主)	…措置法令第39条の 7 第39項	同条第34項	注	措置法令第39条の	カ7第38項	<u>同条第33項</u>
(事業の用に供しな	かった買換資産に係る特別償	却等)	(事業の用に供し	なかった買換資産に係	系る特別償却等)	
65Ø 7(3) - 12			65Ø 7(3) - 12			
 	該買換資産について措置法第 _個	42条の 5 から第42条の 7 まで、		当該買換資産について	て措置法第42条の 5 <i>f</i> .	いら第42条の7まで
第42条の9から第4	44条の4まで及び第44条の6	- から第48条まで(同法第46条	及び第42条の9	から第48条まで(同 <i>流</i>	去第46条及び第46条 <i>0</i>) 2 第 1 項を除く。)
及び第46条の2第	1項を除く。)					
(1)			(1)			
(2)			(2)			
注 1			注 1			
2	特定優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅又	2	優良賃貸住宅等	<u>等優</u>	<u> </u>
は	<u>特定優良賃貸住宅</u>	特定優良賃貸住宅		優良賃貸住宅等		<u>È宅等</u>
	当該特定優良賃貸住宅		… <u>当該優良</u>	<u>賃貸住宅等</u>	•••••	
	した先行取得資産についての			施した先行取得資産に		
		度開始の日前に取得した資産		渡資産の譲渡の日を含		
につき法人が措置	法第42条の 5 から第42条の 7	まで、第42条の9から <u>第44条</u>	につき法人が措 	置法第42条の 5 からタ	第42条の7まで、第4	2条の 9 から第45条
の4まで、第44条	<u>の 6 から</u> 第45条の 2 まで及び	第46条の3から第48条まで	の2まで及び第	46条の3から第48条	まで	
(取得指定期間の認)	÷ \		(取得指定期間の	初宁)		
(4X刊) (4) - 1				nove)		
	····· 置法令第39条の 7 第20項			 措置法令第39条の79		
<u></u>	<u> 国 広 マ 纬 35 示 () / </u>			1月月/ムマ 第33宗() / 5	<u> </u>	.•

ι	C	כ	
ι	7		

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)	(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)
65Ø 7(4) - 2	65の 7 (4) - 2
措置法令第39条の7第20項	推置法令第39条の7第19項
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(取得指定期間の再延長)	(取得指定期間の再延長)
65Ø 7(4) - 3	65の 7 (4) - 3
措置法令第39条の 7 第20項	措置法令第39条の 7 第19項
(法第50条との選択適用)	(法第50条との選択適用)
65の 7 (5) - 1	65の 7 (5) - 1
推置法令第39条の7第55項	措置法令第39条の 7 第54項

二十六 第65条の15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改	正	後		改	正	前	
	D事業計画の施行区域内に	ある土地等の交換の場合	(新	設)			
の課税の特例	<u>" </u>						
(土地の上に存する権利)	<u>)</u>		(新	設)			
65の15 - 1 措置法第65条	条の15第 1 項に規定する「 <u>:</u>	土地の上に存する権利」と					
は、地上権、永小作権、	地役権又は土地の賃借権	をいい、租鉱権、採石権等					
のように土地に附帯する	るものであっても土地その	ものを利用することを目的					
としない権利は含まれた	いことに留意する。						

改 正 後 改 正 前

(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合)
(5の15 - 2 措置法第65条の15第1項に規定する認可計画の施行区域(以下

5の15 - 2 措置法第65条の15第 1 項に規定する認可計画の施行区域(以下「認可計画施行区域」という。) 内の都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の用に供される一の土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。) について独立行政法人都市再生機構との交換により、施行区域内用地(独立行政法人都市再生機構が認可計画施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第12条第 3 項の用地をいう。以下同じ。) とともに施行区域外用地(施行区域内用地以外の用地をいう。以下同じ。) を取得したときは、当該施行区域外用地の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして措置法第65条の15第 1 項又は第 4 項の規定を適用する。

この場合において、当該交換について同条第1項又は第4項の規定の適用を受けるときには、当該施行区域外用地を取得資産として法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第65条の9若しくは第65条の10の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。

(認可計画施行区域内の土地等とそれ以外の資産を交換により譲渡した場合)

65の15 - 3 認可計画施行区域内と認可計画施行区域外にまたがる一の土地等について、交換をした場合には、当該交換により譲渡した土地等のうち当該認可計画施行区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第65条の15第1項又は第4項の規定の適用がある。

この場合において、当該認可計画施行区域内の土地等についてこれらの規定の適用を受けるときの当該認可計画施行区域外の土地等の交換については、法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第65条の9若しくは第65条の10の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。

(新 設)

(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算)

65の15 - 4 2以上の交換取得資産(措置法第65条の15第1項に規定する交換取得資産をいう。以下同じ。)を取得した場合における個々の交換取得資産に係る同項に規定する圧縮限度額は、交換譲渡資産(同項に規定する交換譲渡資産をいう。以下同じ。)の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産の取得価額の合計額のうちに占める個々の交換取得資産の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。

(交換譲渡資産の交換に要した経費)

65の15 - 5 交換譲渡資産に係る措置法第65条の15第2項第3号に規定する「交換に要した経費」には、交換に当たり支出した当該交換譲渡資産に係る仲介手数料その他その交換に要した経費の額のほか、土地の交換に関する契約の一環として、又は当該交換のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等(以下「取壊し等」という。)をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額(当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。)及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。

(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算)

65の15 - 6 措置法第65条の15第2項第3号の規定により交換譲渡資産の帳簿価額に加算すべき交換に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換をされた認可計画施行区域内の土地等が2以上あるときは、当該交換に要した経費の額は、原則として個々の土地等につきその交換に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後 改 正 前 (交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整) (新 設) 65の15 - 7 法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該 交換があった日を含む事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度 に該当する場合には、当該連結事業年度)において支出することとなる場合 における措置法第65条の15の規定による圧縮記帳の計算については、64(3)-8の取扱いに準ずるものとする。 (注) 64(3) - 8の取扱いに準じて交換譲渡資産の交換に要する経費の額の見積 りをする場合におけるその見積額については、当該交換があった日を含む 事業年度において未払金に計上することができる。 (譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額) (新 設) **65の15 - 8** 措置法第65条の15第1項又は第4項の規定を適用する場合におい て、圧縮限度額が法人の申告に係る金額と異なることとなったときにおいて も、交換取得資産に係る損金算入額は、法人が確定申告書等又は同条第6項 に規定する書類に記載した交換取得資産につき損金の額に算入した金額を限 度とすることに留意する。 (不動産売買業者の有する土地等) (新 設) **65の15 - 9** 65の 7(1) - 1の取扱いは、措置法第65条の15第 1 項の規定を適用 する場合について準用する。

二十七 第66条 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係

改	正	後	改	正	前
(特定共同出資により受け入	れた減価償却資産の	耐用年数の見積り等)	(特定共同出資により受け)	へれた減価償却資産の	耐用年数の見積り等)

c		0	
ι		١	
7	1	_	

66 - 7	66 - 7
	第68条の36

二十八 第66条の4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

	改	正	後		改	正	前
(比較対象耶	双引の意義)			(比較対象取	(引の意義)		
66 の 4 (2) - 1	l			66の 4(2) - 1			
(1)				(1)			
(2)				(2)			
(3)				(3)			
(4) 措置法	法令第39条の12第8項第	第2号に掲げる方法	国外関連取引に係る棚				
卸資産と	:同種又は類似の棚卸貨	資産を、非関連者か	ら購入した者が当該同種				
又は類似	以の棚卸資産を非関連者	省に対して販売した !	取引(当該取引と国外関				
連取引と	こにおいて売手の果たす	「機能その他に差異」	がある場合には、その差				
異により)生じる措置法令第39条	その12第8項第2号	に規定する割合の差につ				
き必要な	は調整を加えることがて	ごきるものに限る。)	_				
(5) 措置活	去令第39条の12第 8 項第	第3号に掲げる方法	国外関連取引に係る棚				
卸資産と	:同種又は類似の棚卸資	資産を、購入(非関連	重者からの購入に限る。)				
製造その	O他の行為により取得し	Jた者が当該同種又I	は類似の棚卸資産を非関				
連者に対	付して販売した取引(当	当該取引と国外関連	取引とにおいて売手の果				
たす機能	とその他に差異がある 場	場合には、その差異	により生じる措置法令第				
39条の1	2第8項第3号に規定す	する割合の差につき	必要な調整を加えること				
ができる	るものに限る。)						
(同種又は類	頁似の棚卸資産の意義))		(同種又は類	傾の棚卸資産の意	義)	
66Ø 4(2) - 2	2 措置法第66条の4第	第2項第1号イに規定	官する「同種の棚卸資産」	66の 4 (2) - 2	措置法第66条の	4 第 2 項第 1 号イ	′に規定する「同種の棚卸資産」

改 正 後

又は措置法令第39条の12第6項、第7項並びに第8項第2号及び第3号に規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、国外関連取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。

ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置法第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額<u>若しくは</u>同号ロ及び八に規定する通常の利益率の算定又は措置法令第39条の12第8項第2号及び第3号に規定する割合の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。

(利益分割法の意義)

66の 4(4) - **1** 措置法令第39条の12第 8 項第 1 号に掲げる方法...... 措置法令第39条の12第 8 項第 1 号......

第5款 取引単位営業利益法の適用

(準ずる方法の例示)

- **66の4**(5) 1 措置法令第39条の12第8項第4号に規定する「準ずる方法」とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。
 - (1) 国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法
 - イ 当該販売価格に措置法令第39条の12第8項第2号に規定する比較対象 取引に係る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額
 - 口 当該製品等に係る製造原価の額(当該国外関連取引に係る棚卸資産の

改 正 前

又は措置法令第39条の12第6項<u>及び</u>第7項に規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、国外関連取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。

ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置法第66条の4第2項第1号イに規定する対価の額<u>又は</u>同号ロ及び八に規定する通常の利益率の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。

(利益分割法の意義)

66の 4(4) - **1** <u>措置法令第39条の12第 8 項に規定する</u>方法.......<u>措置</u> 法令第39条の12第 8 項......

(新 設)

(新 設)

対価の額を除く。)

- ハ 当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額
- (2) 一方の国外関連者が法人から購入した棚卸資産を他方の国外関連者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該一方の国外関連者と当該他方の国外関連者との取引価格を通常の取引価格に引き直した上で、措置法令第39条の12第8項第2号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該法人と当該一方の国外関連者との間で行う国外関連取引に係る対価の額とする方法
 - 注 この取扱いを適用する場合の「通常の取引価格」は、措置法第66条の 4第2項各号に掲げる方法に準じて計算する。

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

(同等の方法の意義) (同等の方法の意義) 66O 4(6) - 1 66の 4 (5) - 1 (有形資産の貸借の取扱い) (有形資産の貸借の取扱い) 66Ø 4(6) - 2 66Ø 4(5) - 2 (委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い) (委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い) 66の 4(5) - 3 66の 4 (6) - 3 (金銭の貸付け又は借入れの取扱い) (金銭の貸付け又は借入れの取扱い) 66O 4(6) - 4 66O 4(5) - 4 (役務提供の取扱い) (役務提供の取扱い) 66Ø 4(6) - 5 66**0** 4(5) - 5

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

改		正	後		改	正	前			
(無形資産の使用許諾等の取扱い) 66の 4 (6) - 6					(無形資産の使用許諾等の取扱い) 66の 4(5) - 6					
第7款 申告調整等					第6款	申告調整等				
(独立企業間価格との 66の4(7)-1		•			価格との差額の申告調					
(独立企業間価格との差額の申告減算) 66の 4 ⁽⁷⁾ - 2				(独立企業間価格との差額の申告減算) 66の4(6)-2						
(高価買入れの場合(66の4(7)-3		•		(高価買入れの場合の取得価額の調整) 66の4(6)-3						
<u> 1</u>	第8款 国外移	転所得金額の取扱い	等		第7款 国外移	転所得金額の取扱い等	i			
(国外移転所得金額(66の4(8)-1					得金額の取扱い)					
(国外移転所得金額の 66の4(8)-2		,			得金額の返還を受ける					

二十九 第66条の11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

	改	正	後		改	正	前	
(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金)			(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金)					
66の11 -	66の11 - 3独立行政法人中小企業基盤整備機構			66の11 - 3				

三十 第66条の12及び第66条の13 (欠損金の繰越期間の特例) 関係

改	正	後	改正前
		(廃 止	第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係
		(廃止	(設備の廃棄等の範囲) 66の12 - 1 措置法第66条の12第1項に規定する設備の廃棄等には、基本通達 7 - 7 - 2による除却損の計上が含まれるものとする。
		(廃止	(総合償却資産の直前の帳簿価額) 66の12 - 2 法人の有する総合償却資産に係る措置法令第39条の23第3項に規定する「直前の帳簿価額」は、基本通達7-7-3から7-7-4の2までにより計算した金額による。
		(廃止	(中小企業者であるかどうか等の判定の時期) 66の12 - 3 法人が、措置法第66条の13第2項各号に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうか及び同項に定める計画を実施している事業年度であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

三十一 第66条の12 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係

改	正	後	改	正	前		
第66条の12 《欠損	金の繰戻しによる還付	する 対	<u>第66条の14</u> 《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係				
(中小企業者であるかどうか	の判定の時期)		(中小企業者であるかどうだ	かの判定の時期)			
<u>66の12 - 1</u> 法人が、 <u>措置法</u>	第66条の12第1項各号	号に規定する中小企業者に該	<u>66の14 - 1</u> 法人が、措置法	去第66条の14第 1 項各·	号に規定する中小企業者に該		
当する法人であるかどうか	は、当該事業年度終了	² の時の現況によって判定す	当する法人であるかどうた	かは、当該事業年度終	了の時の現況によって判定す		
るものとする。			るものとする。				

三十二 第67条の5 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係

改	正	後	改	正	前		
<u>第67条の 5</u> 《特定株式 益金不算入	投資信託の収益の分i 等の特例)関係	配に係る受取配当等の	<u>第67条の6</u> 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の 益金不算入等の特例》関係				
(名義登録を失念した場合等 67の5 - 1 基本通達3 - 1 67条の5に規定する特定株	- 1及び3 - 1 - 20	の本文の取扱いは、 <u>措置法第</u>	(名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配) 67の6-1 基本通達3-1-1及び3-1-2の本文の取扱いは、措置法第 67条の6に規定する特定株式投資信託の収益の分配について準用する。				

三十三 経過的取扱い

	改	正	後		改	正	前	
(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)				(新 設)				
改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号) 租								
税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第105号)及び租								
1	说特別措置法施行規則の -	-部を改正する省令(平成16年省令第31号)) によ					

改 改 正 後 正 前 る改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替 えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定 の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の 租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。 (経過的取扱い(2)...中小企業者等が機械等を平成16年4月1日前に取得等をし (新 設) た場合の特別償却) 法人が、平成16年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年 度において、当該事業年度開始の日から平成16年3月31日までの期間内に取 得等をした措置法規則第20条の2の2第1項各号に掲げる減価償却資産の取 得価額の合計額が100万円に満たない場合は、改正法令による改正前の措置 法第42条の6の規定の適用はないのであるが、当該事業年度において取得等 をしたものの取得価額の合計額が120万円以上であるときは、当該減価償却 資産のすべてについて、措置法第42条の6の規定の適用があるものとする。 措置法規則第20条の2の2第5項に規定するリース費用の総額が160万円 以上の場合も同様とする。